

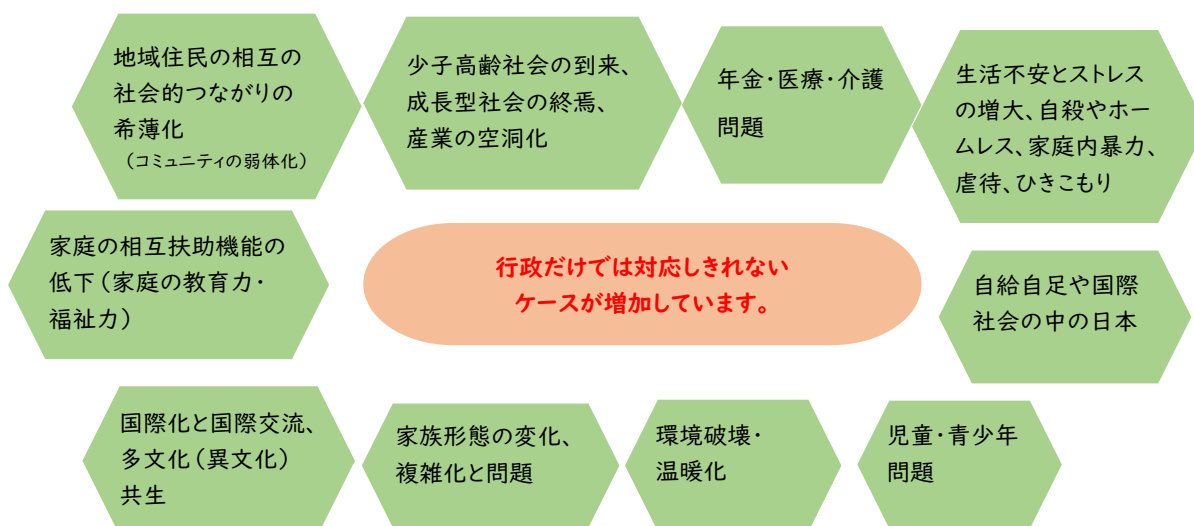
第1章 計画の概要

1 計画策定にあたって

背景及び趣旨

少子高齢化が進む中、単身世帯の増加や、地域のつながりの希薄化、価値観の多様化などにより、地域社会が抱える課題は様々な分野が絡み合い「複雑化」しています。また、8050問題やダブルケア（介護と育児が同時進行する世帯）など、個人や世帯においても複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」もしています。これらは、従来からある公的な制度のみでは解決が困難であり、個人単位から世帯単位としてもとらえ、行政と地域住民等が協働して包括的・重層的に支援していくことなどが必要とされています。

行政と地域住民等が協働する福祉活動が必要な背景



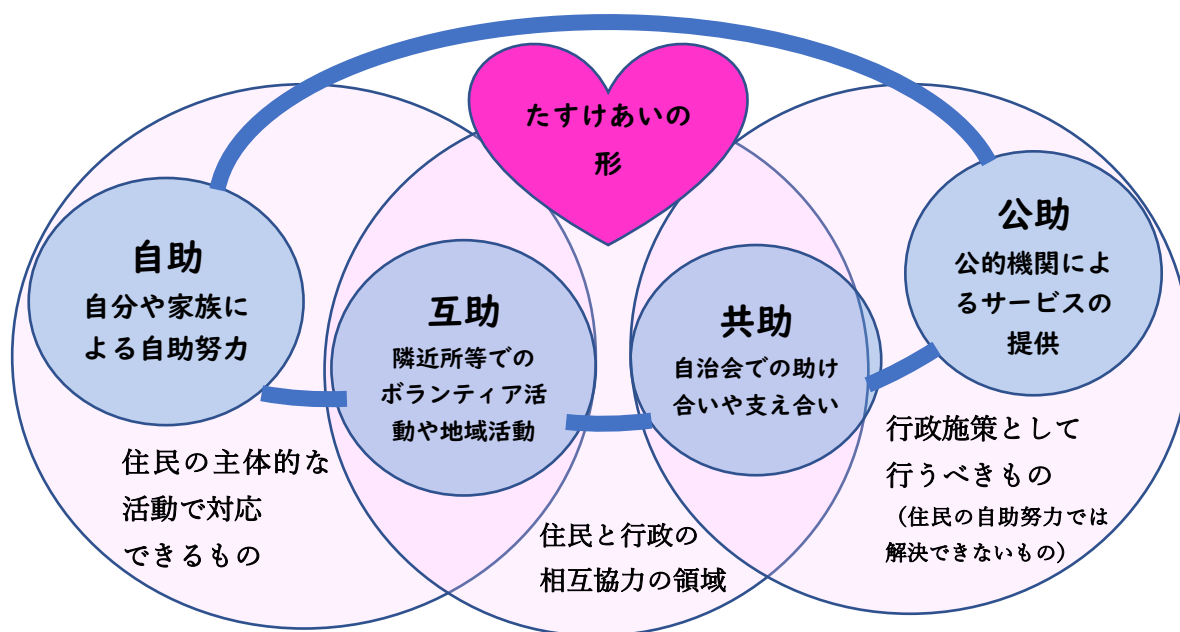
こうした状況を踏まえ、住民が様々な地域課題を抱えながらも、住み慣れた地域で安心していきいき暮らせる地域づくりを実現するために、地域福祉にはこれまで以上にきめの細かい対応が求められています。

国においては、地域や個人が抱える課題を多様な主体が「我が事」として受け止め、支えていく「地域共生社会」の実現に向け、高齢者や障がい者、子どもなどの分野にかかわらず包括的に支援するための体制づくりや、住民主体により相互に支え合う地域づくりを進めています。

西会津町地域福祉計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通じ、住民一人ひとりが地域福祉を「我が事」として主体的に行動し、かつ、力を十分に引き出せる環境づくりができるよう、本町らしさを取り入れて策定するものです。

また、地域福祉の推進を目的とする団体として社会福祉法で位置付けられている社会福祉協議会にて策定する西会津町地域福祉活動計画を西会津町福祉計画と一体的に作成・推進していくことで、人がつながり、共に支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指します。

<地域福祉を進める上で重要な4つの助け合いの形>



地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

(2017<平成29>年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)

地域福祉

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるような社会を実現するための取り組みのことです。「福祉」という言葉からは、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉といった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」という意味での「福祉」を思いつくのではないのでしょうか？しかし、地域で安心して生活していくためには、そのような特定の人だけではなく、地域に住む全ての人が生活しやすい地域社会を作る必要があります。そのためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支えあうことが大切です。特に人間関係の希薄化が進む今、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、「助け合い」「支え合い」の関係や仕組みをつくることが求められています。

- ① 地域に住む誰もが幸せに暮らせるように
 - ② 住民一人ひとりが地域の困りごとを自分のことととらえて
 - ③ 「幸せづくりの担い手」となって地域全体で支え合っていくこと
- つまり…この計画は①②③をしていくためのものなんだね



2 計画の性格・位置づけ

(1) 法的根拠

西会津町地域福祉計画・西会津町地域福祉活動計画（以下「本計画」という。）は、社会福祉法第四条（地域福祉の推進）、第百六条の三（包括的な支援体制の整備）を踏まえた上、社会福祉法第一百七条の規定に基づき、町とし「市町村地域福祉計画」として策定するものです。

また、本計画は、犯罪や非行をした人の地域での生活と社会復帰を支え、住民が犯罪の被害に遭うことを防止することを目指す「再犯防止推進計画」も併せて策定することで、安全で安心して暮らせる地域福祉を推進します。

社会福祉法 条文（一部抜粋）

第一条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉という）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第四条（地域福祉の推進）

地域福祉の推進は、地域住民が相互の人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行わなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

第五条（福祉サービス提供の原則）

社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

第百六条の三（包括的な支援体制の整備）

市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

第百七条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下、「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

第百九条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 第三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

再犯の防止等の推進に関する法律 条文（一部抜粋）

第一条（目的）

この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

第八条（地方再犯防止推進計画）

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下、「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

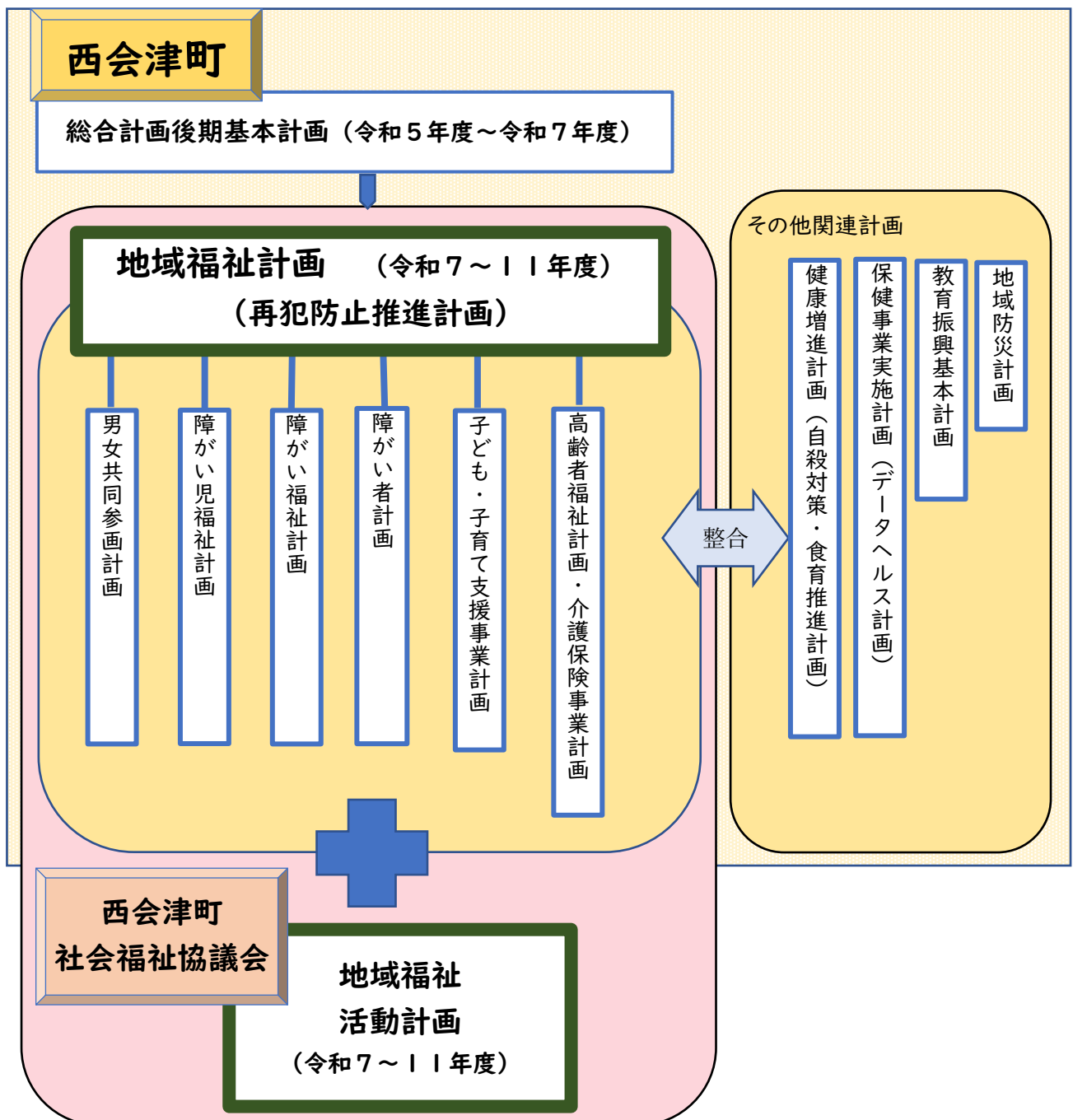
２ 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(2) 地域福祉計画・地域福祉活動計画の位置づけと構成

本計画は、本町の最上位計画である「西会津町総合計画（第4次）後期基本計画」に基づき、関連計画との整合・連携を図りながら策定するとともに、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉、その他福祉の各分野の「上位計画」として位置付けます。

■西会津町再犯防止推進計画■

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条の規定に基づき、犯罪や非行をした人への支援に関する基本的な事項を定める「地方犯罪防止推進計画」として位置付けます。

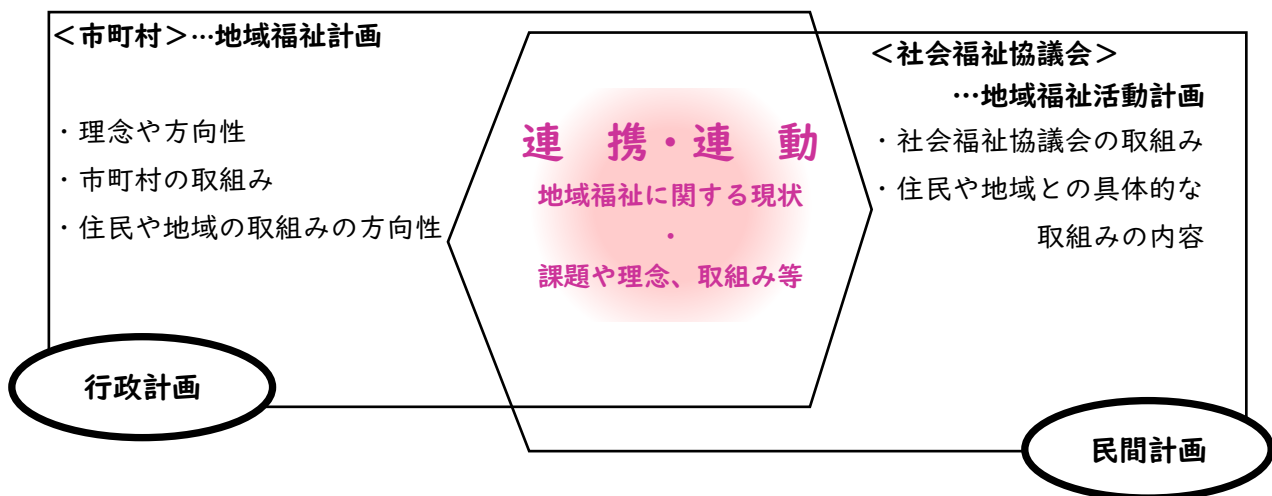


(3)「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の関係性

『地域福祉計画』と『地域福祉活動計画』は、ともに地域福祉の推進を目指すものであることから、連携と連動を図るため、本町では、一体的に策定します。

地域福祉を推進するための「地域福祉計画」と、それを実行するための住民の活動・行動のあり方を定める「地域福祉活動計画」が一体となって作成されることにより、地域に関わる関係者の役割や協働が明確化され、実効性のある計画作りが可能となります。

<地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係>



地域福祉計画とは

地域のさまざまな福祉の課題を明らかにし、その解決に向けた取組みを進め、「共に生きる地域社会づくり」の実現に向けた「理念」や「方向性」を定める行政計画です。

町は、地域福祉の推進にあたって、必要な環境整備や公的福祉サービスの提供を図る役割があります

→ 計画策定は、西会津町が行います。

地域福祉活動計画とは

住民やボランティア団体、福祉や介護の事業者など、民間団体が相互に協力して地域福祉の推進に関わる具体的な活動を定める民間の活動・行動計画です。

社会福祉協議会は、地域福祉の推進にあたって、住民主体の活動や支え合いの取組みを推進する役割を担います。

→ 計画策定は、西会津町社会福祉協議会が行います。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の実施状況や社会情勢の変化などを踏まえ、計画を点検、見直しできるものとします。

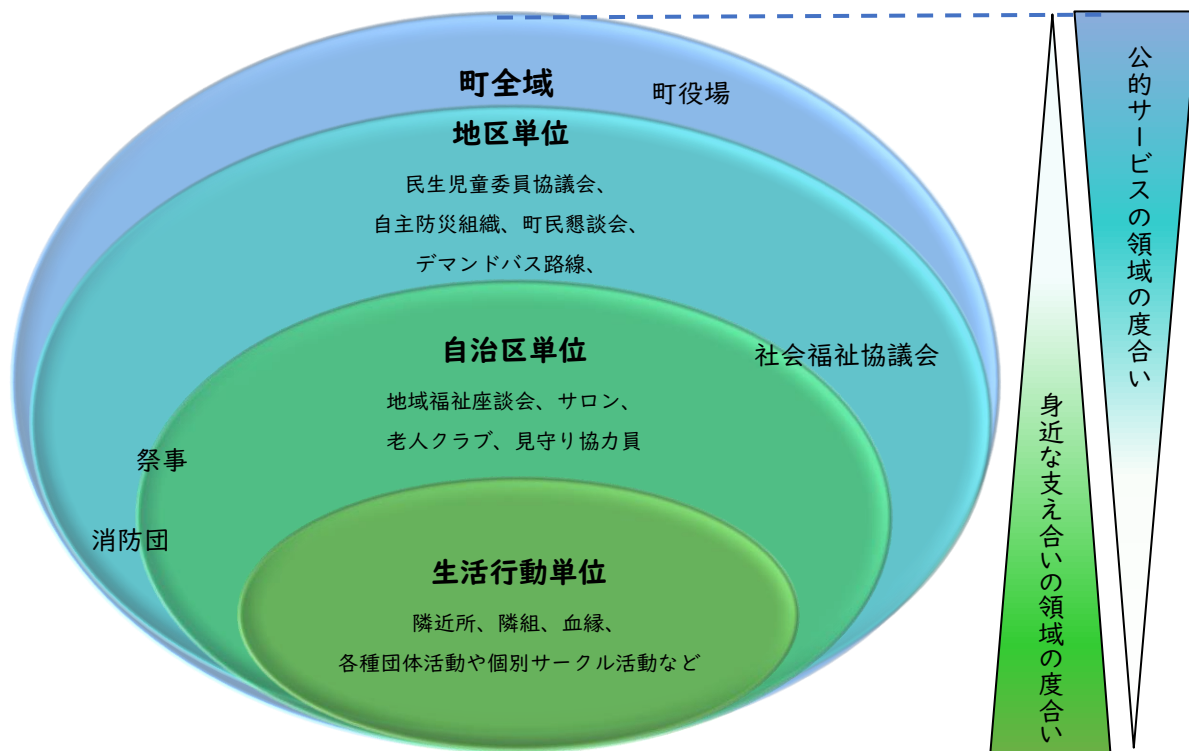
4 地域の範囲の考え方

本町においては、町内を5地区（野沢、尾野本、群岡、新郷、奥川）に分けていますが、その地区ごとに抱える生活課題や福祉課題は様々です。こうした地域課題の解決を図るために地域住民、行政、社会福祉関係団体の各々に期待される取組みや、求められる取組み、各々の協力体制のあり方等を考える上では、地域住民の生活範囲に応じた活動圏域を意識していくことが重要となります。

本計画においては、地域住民を中心として、最も小さな「生活行動単位」を最小範囲とし、そこから「自治区単位」「地区単位」「町全域」と徐々に広がる4つの重層的な活動圏域を想定しています。例えば、「生活行動単位」の範囲では、近隣住民同士が顔見知りであることや、目的を共有して活動する任意団体等があることから、比較的、住民同士の協力や支え合いによって、身近な問題には対応しやすいのですが、複雑かつ大きな課題は、人手や財源不足等により解決が困難となる場合があります。こうした場合、「生活行動単位」よりも広範囲な「自治区単位」「地区単位」にまで圏域を広げ、より多くの地域住民の参画を促していくことや、公的なサービスの度合いを高めていくことで課題の解決へとつながる場合があります。

今後は、こうした点も考慮し、地域福祉活動の基盤づくりを進めていきます。

<地域の範囲の考え方（イメージ図）>



5 持続可能な開発目標（SDGs）とのつながり

持続可能な開発目標（SDGs）とは、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるため、2015年（平成27年）9月に国連サミットで定められた『誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある持続可能な社会の実現』を目指す、2030年を達成年限としている国際目標のことです。

17の目標と169のターゲットで構成されており、持続可能な社会の実現を目指すSDGsの理念は、将来にわたって持続可能なまちであることを目指す「町総合計画後期基本計画」にも取り入れられた新たな視点です。本計画においても、SDGsの視点を持って多様な主体との連携・協力により地域福祉課題の解決に取り組んでいく必要があります。



6 計画の策定に向けた取組み

(1) 策定委員会の設置

本計画の策定にあたり、地域の代表、医療・保健・福祉・介護関係者などで構成する「西会津町地域福祉計画・西会津町地域福祉活動計画策定委員会」を設置し、策定に関する協議・検討と計画に対する意見や要望の集約を図りました。

(2) 福祉関係事業者・有識者等へのヒアリングの実施

本計画の策定にあたり、町内の福祉関係事業者・有識者等に対し、地域福祉を取り巻く現状や課題、今後の方向性、福祉施策についての意見徴収をしました。その結果は、参考意見として、計画に含めることとしました。

① 町内で地域活動を行う団体

地域における福祉活動の課題や展望等について、各分野の団体に対してヒアリング調査を実施しました。

調査期間	令和6年8月9日（調査票配布）～9月18日（回収期限）
調査対象	・こども・子育て支援、青少年健全育成関係（1団体） ・障がい者支援団体（3団体） ・高齢者支援団体（1団体） ・地域活動団体（5団体） ・更生保護関係（2団体） 計 12 団体
調査方法	地域課題等について、福祉活動団体へ質問紙によるヒアリングを行いました。
調査項目	・団体の活動内容、他団体との連携状況 ・団体運営上の課題 ・団体が活動を通して把握している地域福祉課題 ・役場や社会福祉協議会に期待すること 等
回収結果	11 団体（結果詳細については資料編参照）

② 地域福祉活動専門団体

専門的視点で、地区ごとの特色や地域課題等について、ヒアリング調査を行いました。

調査期間	令和6年8月9日（調査票配布）～9月18日（回収期限）
調査対象	・西会津町社会福祉協議会 ・にしあいづ地域包括支援センター
調査方法	地域課題等について、質問紙によるヒアリング及び直接の聞き取りを行いました。 計 2 団体
調査項目	・団体の活動内容 ・団体運営上、行政に期待すること ・団体が活動を通して把握している地域福祉課題 ・町全体及び各地区の地域福祉課題とストレンクス（強み）等 ・町の地域福祉推進に向けた意見・要望等
回収結果	2団体（結果詳細については資料編参照）